(様式第１号)

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第　　　　条第　　　　項第　　　　号の規定による

許可の申請

届出 にあたり、地区除外等処理規程第２条の規定に基づきあらかじめ通知し

ます。

なお、同規程第３条の申入事項等については別途協議し、第６条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

　　　年　　　月　　　日

転用組合員 住　所

氏　名

転用関係者 住　所

氏　名

みよし土地改良区理事長　　殿

記

１．土地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地目 | 用途 | 面積 | 転　用  面　積 | 転　用  目　的 | 転　用  予定日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２．位置図、公図写、用排水計画図、登記事項証明書の写

　　　転用許可申請書

３．農業委員会（都道府県知事）に　　　　　　　　　　　　　　　を提出しようとする日

　　　転用届出書

　　　年　　　月　　　日

上確認済

地区担当理事

(注)転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の

所有者も転用関係者として連署すること。

＊**提出部数　工区長控１部、土地改良区申請１部**

(様式第３号)

地区除外申請書

　　　　年　　　　月　　　　日通知に係る土地につき、農地法による許可を受け

年　　　　月　　　　日以降これを転用するので、土地改良区の地区から

除外されたく申請する。

　　　年　　　月　　　日

転用組合員 住　所

氏　名

転用関係者 住　所

氏　名

みよし土地改良区理事長　　殿

(注)転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

農地転用同意済報告書

３．土地改良事業施行

イ．区域内

(いずれかを抹消してください。)

ロ．区域外

４．土地改良事業償還金

５．工区事業充当金

６．滞納金及び延滞金

７．施設使用申請

イ．あり

(いずれかを抹消してください。)

ロ．なし

８．工区の条件

　　　年　　　月　　　日

みよし土地改良区理事長　　殿

工区長

今回転用申請の下記農地等は土地改良事業地区の施設の維持管理

利用上からみて転用しても支障はありませんので下記金額を支払うことを

条件として転用に同意しましたから報告いたします。

記

１．転用組合員　　　　　　　　　 住　所

氏　名

転用関係者　　　　　　　　 住　所

氏　名

２．転用申請地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土　地　の　所　在 | 地目 | 面積 | 所有者名 | 耕作者名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**組合員資格得喪通知書**

　　　年　　　月　　　日

みよし土地改良区理事長　　殿

現組合員名　住所

氏名

新組合員名　〒　　　　　－

住所

ふりがな

氏名

生年月日 　　年 　　　月　　 　日

ＴＥＬ　　　　　　－　　　　－

　下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第４３条第１項の規定により通知します。

記

１　資格得喪の対象となる土地の表示

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土 地 の 所 在 | 地目 | 地　積 | 耕　作　者 | 所　有　者 |
|  |  |  |  |  |

２　資格得喪の原因及び時期

　（１） 原因 （該当の□にチェックをして下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □売　　買 | □ 相続又は贈与 | □ 農地転用（農地法 第　　条） |
| □経営移譲 | □ 賃貸権の設定又は解約 | □ その他（　　　　　　　　　） |

売買の場合は登記事項証明書の写し、分筆の場合は測量図を添付してください。

３ 賦課金の納付者

|  |  |
| --- | --- |
| □組合員 | 氏名 |
| * その他 | 住所 〒 　　　　－  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL 　　　　　　（　　　） |

農地取得は土地改良法第42条の規定により権利義務を引継ぐこととなります。従って賦課金の滞納金がある場合は、土地を取得された方にそのまま引き継がれますのでご注意ください。